



令和4年12月19日

所沢市議会議長 大石 健一 様

所沢市議会政策研究審議会
会 長 扇 原 淳

答 申 書

令和4年11月28日付け所議第340号で諮問のありました下記の事項について、本審議会において審議を行った結果、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問事項

通年会期制の在り方等の妥当性について

別 紙

本審議会は、大石 健一 議長より諮問のあった1件の事項について、令和4年11月28日及び12月19日に、計2回の審議を行いました。

第1回の審議は、事前に配付された資料及び諮問事項を提案した議会運営委員会の正副委員長からの概要説明を基に、質疑及び意見交換を行いました。

第2回の審議は、第1回の審議を整理しまとめた答申案について協議を行いました。この結果、次のとおりまとめましたので答申します。

通年会期制の在り方等の妥当性について

平成24年の地方自治法の一部改正により、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とする通年会期制が創設され、自治体の判断によりその選択ができることとされました。

通年会期制では、定期的に会議を開く日として定例日を条例で定めなければならないこととされ、所沢市議会では定例日を初日として、ある程度固定化された日程による定例会議とすることを想定していることから、会議日程の予測が可能となることや、通年の会期であることから、新型コロナウイルス感染症のように、緊急に市としての意思決定を行う必要が生じた場合にも、いつにでも議長が会議を開催し、市長からの開議請求に対して柔軟に対応することができ、事務執行の停滞を回避することが可能となるものです。

以上の点から、現在の年4回の定例会を開催する制度に対して、通年会期制とすることで、会議日程の予測可能性を高め、柔軟性を確保するといった両面の観点から通年会期制を導入することは妥当であるものと考えます。

また、通年会期制の導入に当たって、1年を通して、切れ目のない議会の活動能力を常時担保することで、災害や緊急の行政課題に主体的かつ機動的に対応し、審議の充実や活性化を図るとともに、議会運営の効率化として、市長提出議案の採決の時期を早め、事業等を速やかに執行することができるよう審議スケジュールの見直しを行っていること、また、本会議の理事者の出席を必要最小限とすることや一般質問調査日の日数を増やし、十分なヒアリングの機会を確保するなど、執行部の

議会对応への負担軽減を図っていることについては、高く評価するものであり、議員や職員だけでなく、市民にとって有用なものとなるよう、本審議会としても所沢市議会が通年会期制を導入することに期待しております。

なお、年度末の地方税法等の改正に伴う市税条例等の改正を地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項として指定することについては、地方税法と市税条例との関係において、全国の市町村が統一的な基準によって地方税を取り扱うべきことについて、国の法律として定めており、国民の代表によって構成される国会において改正された法をそのまま条例に反映させるという観点から、理念的にも問題がなく、実務上差し支えのないものであり、地方税法等の改正に伴う市税条例等の改正であって、市に裁量の余地がなく、かつ、恣意的な判断が入らないものについて専決処分事項として指定することは、認められるものであると考えます。

次に、通年会期制導入のプロセスについてですが、資料として示されている導入スケジュールでは、意見提案手続や公聴会の開催による市民参加の機会を確保し、また、通年会期制導入の経緯や制度の概要について議会報告会において市民への説明責任を果たしていくこととしており、おおむねスケジュールに沿って進めていくことは妥当であると考えます。

なお、審議会として、次のとおり導入に当たり意見を付すものです。今後の議会運営委員会における協議の際、ご留意、ご検討されることをお願いします。

- ・定例や通年という言葉自体により、その本来の制度の誤解を生じさせないための配慮も重要であることから、市民や行政にも通年会期制の実体の内容、必要性及び効果をしっかりと理解をしていただくよう努めること。
- ・通年会期制の導入後においても所沢市議会基本条例で定める市民参加の機会が損われることがないよう、十分な配慮に努めること。
- ・通年会期制による審議の充実とスムーズな行政の執行の両立については、議会と執行部がお互いにコミュニケーションをとって協力し合いながら、共通した理解を深めていくよう努めること。
- ・通年会期制導入に当たっては、議会事務局職員の定数の見直しや適正な人員の配置並びに、議員ができることは率先して行うなど、引き続き、執行部のみならず、議会事務局の過重な負担とならないよう配慮を行うこと。